

## 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

直方

市長殿

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、直方市において支給要件に該当するか審査の上で、支給決定した場合のみ、支給のお知らせを送付します。

## 【本様式での申請が必要な方】

不足額給付Ⅰの対象の方で、

●支給のお知らせ・確認書の算定内容・金額に重大な相違を認める場合

●事務処理基準日後の税額の修正などにより不足額給付の金額に変更が生じた場合 など

※不足額給付Ⅱについて修正を求める場合、不足額給付Ⅱの申請書を提出してください。

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所	
	明治・大正・昭和・平成		
	年 月 日	電話番号	

書類に不備があった際などにご連絡を差し上げることがありますので、電話番号は日中に連絡が取れる番号をご記入下さい。

## 2. 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

チェックが出来ない項目が有る場合、支給要件に該当しないため、申請出来ません。※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

## 【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、直方市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

## 3. 修正を求める事項 ※該当する項目の口にチェック(レ)してください。

令和6年分所得税分の控除不足額

令和6年度分住民税所得割分の控除不足額

調整給付金(当初給付分)支給額

定額減税補足給付金(不足額給付)支給額

※所得税に関しては国税であり市が把握しているものではないため、令和7年度市民税・県民税の課税決定後、令和6年中の所得額をもとに国が提供する算定ツールを用いて計算をし直しています。実績額との乖離が一定生じることが想定されるため、基準日時点において算定されている定額減税補足給付金(不足額給付)支給額に修正が発生した場合にのみご申請下さい。

裏面も必ずご確認ください

## 4. 確認（自署）

全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※代筆の場合、押印をして下さい。（申請者名のもの）

## 5. 提出書類

ご準備が出来ましたら□にチェック（レ）し、必要書類が全て揃いましたら提出してください。

### 必ず提出

- 『定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本書類）  
※ 赤枠の必要事項を漏れなくご記入ください。
- 『本人確認書類の写し（コピー）』  
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を同封してください。

### 修正を求める事項に応じて提出

#### 令和6年分所得税分の控除不足額に修正が有る場合

- 『受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる書類の写し（コピー）』
    - ・令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）
    - ・（税額の修正が有る場合）還付申告・更正通知書・修正申告書 等の写し（コピー） など
- ※ 定額減税可能人数の修正が有る場合であって、所得税の金額に変更がない（申告のやり直しの必要が無い）場合、令和7年度住民税更正に係る書類の控え（コピー）を提出してください。

#### 令和6年度分住民税所得割分の控除不足額に修正が有る場合

- 『受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる書類の写し（コピー）』
  - ・令和6年度分個人住民税の納税通知書（コピー）
  - ・令和6年度分個人住民税特別徴収税額通知書（コピー）
  - ・（税額の修正が有る場合）令和6年度住民税更正・決定通知書の写し（コピー） など

#### 調整給付金（当初給付分）支給額に修正が有る場合

いずれか該当するものを提出 または チェック

- 『調整給付金の支給確認書の写し（コピー）、支給決定通知書 など』  
※ 令和6年に給付された調整給付金（当初給付分）の額がわかる資料をご用意ください。



受給要件に該当せず調整給付金（当初給付分）を受給していないため、上記資料をお持ちでない方

- 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し（コピー）』



令和6年度個人住民税（令和5年度分所得）が少額で、納税額が無い（非課税、未申告）方

- 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税が生じる水準ではありませんでした。  
※ 該当する場合、チェックを入れて下さい。（資料提出不要）

※ 受給要件に該当していたものの、受給していない方は☑して下さい。

調整給付金（当初分）の対象でしたが、やむを得ない理由により受給が出来ませんでした。

※調整給付金（当初給付分）を受給していたか不明な方・上記書類を無くされた方は、令和6年1月1日時点にお住まいであった自治体にお問い合わせの上必要書類をご用意下さい。

### 支給のお知らせ対象では無い場合提出

- 定額減税補足給付金（不足額給付）口座登録等の届出書（別紙）
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を同封してください。

※必要事項の記入漏れや、提出書類の不備はありませんか（記入漏れや提出書類の不備がある場合、申請書の受付ができません。）